

広島市障害者施策推進協議会（平成 24 年度第 4 回）会議要旨

1 会議名

平成 24 年度第 4 回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成 24 年（2012 年）11 月 29 日（木）19：00～21：00 広島市役所 2 階講堂

3 出席委員（13 名）

間野会長、堀田会長職務代理、奥田委員、金子委員、古池委員、榊委員、田中委員、中川委員、西川委員、濱田委員、船津委員、山田委員、和田委員

4 事務局（18 名）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、精神保健福祉センター相談課長、人権啓発課長、健康福祉企画課長、保健指導担当課長、保育園運営指導担当課長、こども・家庭支援課長、障害児支援担当課長、住宅政策課長、交通対策担当課長、消防局調整担当課長、消防局防災課長、総合リハビリテーションセンター総合相談室長、特別支援教育課長

（各役職については代理である場合を含む。）

5 傍聴人

0 人

6 議題

(1) 議題：広島市障害者計画（素案）のたたき台について

7 会議資料

広島市障害者計画（素案）たたき台

参考資料 1－1 追加で書面提出された委員意見の概要と事務局の考え方

参考資料 1－2 追加で書面提出された委員意見

参考資料 2 広島市障害者計画（素案）たたき台作成イメージ

（間野会長）

皆さんこんばんは。只今より平成 24 年度第 4 回になります、広島市障害者施策推進協議会を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございます。まず議事に入る前に委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。広島市精神保

健福祉家族会連合会の山中委員から委員を辞退したいという申し出がありました。その後任として、同じく広島市精神保健福祉家族会連合会の山田委員に新たに就任していただく事になりました。山田委員の方から一言ご挨拶をお願い致します。

(山田委員)

市家連の山田よしえです。どうぞ、よろしくお願い致します。この度、山中理事が交代という事で私に委員がまわってきましたので出席させて頂く事になりました。私は統合失調症の娘を抱えております。精神障害の当事者を抱えている家族と当事者が幸せになるような、そういうご意見が出せたらいいなと思っています。どうぞ、よろしくお願い致します。

(間野会長)

はい。ありがとうございます。皆様のお手元は変更後の委員名簿が配布されております。網掛けをしてあるところですね、が変更ということで御確認をお願いいたしたいと思います。それでは、早速お手元の次第に従いまして議事を進めさせて頂きます。皆さんに事前に事務局の方から資料が送られてきていると思います。今日の議題は広島市障害者計画素案のたたき台についてということで、まず事務局の方から説明をお願いします。

【広島市障害者計画について】

資料及び参考資料を事務局（障害福祉課長）から説明した。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。個々の内容的な説明は省いてなるべく皆さんのご意見を沢山今日は頂こうということで、で事前になるべく早くということで資料を送って頂きましたし、個別に説明が必要な方に関しては個別に説明をされたというふうにお聞きしておりますので、ここからはご意見、ご質問、ご発言ということに致したいと思います。いかがでしょうか。

(榊委員)

今日のこの会議としては一応この全体をざっとでも網羅すると。どっか半分で切ったりしないでこのたたき台を全体として、とにかくやっちゃうということでよろしいですか。

(間野会長)

はい、そうです。更に言いますと次回が1月に予定されているんですけども、その1月の段階ではこの素案全体を取りまとめを行って、その後パブリックコメントの募集をするというスケジュールになっております。従いまして今日はたたき台の全てについてご意見を出して頂く。それで足りない場合はまた例によって書面でのことですが、それを踏まえて1月の協議会ではこの素案としての、協議会としての取りまとめをする。それをパブコメに出すという段取りですので、今日は全てに渡って出して頂きたい。それで事前にかなり用意をして頂いたという経緯がございます。よろしくお願い致します。

(奥田委員)

41 ページの地域生活支援の充実の所で、施策項目の(3)の社会参加活動の促進と健康づくりの支援という大項目の所ですけども、ここと 11 ページの理解と交流の促進の(2)障害者と地域住民等との交流の促進の所が結構似ている、ちょっとぼけているなというふうに私は思っています。どちらかと言うと前計画の書き方がわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。社会参加活動というと、まあ全てですけども、新しく健康づくりが入ったのはとてもいいと思うんですけど、スポーツ、レクリエーション、文化、生涯活動の推進って言った方が分かりやすい。社会参加活動っていうのは地域住民との交流だって社会参加活動ですし、だからここはどちらかと言うと、障害をお持ちの方々自身のスポーツとか文化活動とか生涯活動を推進するというふうにしたほうがいいと思うんです。それともう 1 つ、主な事業・取組の所のほとんどがスポーツ活動なんですよ。文化活動はマーガレットコンサートだけになっていて、スポーツだけにかたよっているのって本当にいいのかなという疑問は私の中ではあるんですね。で、そのことについては実は前回も質問させて頂いた中には、それを踏まえて書きますっていうふうにお答えを頂いているんですよ。だけど蓋を開けてみるとほとんどスポーツ活動だけに終始している。公民館での学習活動は生涯活動ですよ。社会参加活動で明記されていることすごくぼけているなっていう感じするので、前の計画のほうが明確なんじゃないかなとは思っています。

(間野会長)

今多分 2 つの事を言われたんだと思うんですね。1 つは 11 ページの「理解と交流の促進」の(2)の「障害者と地域住民等との交流の促進」というのと、41 ページの「地域生活支援の充実」の(3)の「社会参加活動の促進と健康づくりの支援」と、区別が明確には読めないということですかね。それからもう 1 つが 41 ページの主な事業・取組の所がスポーツにかたよっているということですかね。そうでもないような気もしますが。ということだと思うんですが事務局の方はいかがですか。

(障害福祉課長)

主な事業・取組についてどうするかは今すぐにはお答えできないところがあります。社会参加活動と障害者と地域住民との交流の促進についてですが、例えば同じ事業でありまして、文化交流的な側面とともに社会参加活動の側面を合わせ持ったものもございます。その点を踏まえつつ、関係者とも協議し、必要であれば修正を考えたいと思います。よろしくお願い致します。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。主な事業・取組ということで主なものだけを取り上げるということにしたわけですが、どれを主なものとして取り上げるかという時に選び方でかたよりが出てきたりとかっていのはいりうるということですね。それと 4 と 1 に関しては先ほど奥田委員もおっしゃいましたけども、基本的には 1 は要するに障害者和其他の人との関係ということで、4 はどちらかということ障害者自身の活動という、そんな仕分けだと思います。その辺は勿論どの項目についてもそうですけど、はっきりと区別するというのはいできない所がどうしても出てきますので、その辺りはどちらかと言うと 4 を人が分かりやすいように工夫をするということしかないかなと思います。他いかがでしょうか。はい、田中委員。

(田中委員)

すいません。この度の素案に関しましては私達の意見をかなり詳しく取り入れて下さいまして、またご説明にも来て下さいましてありがとうございました。私もざっくりと見て色々と思ひもあるんですが、まあまあこういう感じだろうなと思ってるんですが、1つ言葉として色んなところに出ている障害の態様の「態様」という言葉があります。この言葉はあまり一般的でなくて行政用語ではないかなと思ってます。これは分解すれば様々な状態という意味なんだろうなと思うんですが、態様という言葉に何か行政用語の冷たさを感じるんですよね。態様という言葉は一般の人が理解できるのかなと思うんです。この態様という言葉はかなり色んなところ出ているので、もしもっと柔らかい言葉があるのならそれにして頂けたらいいなと思います。

(間野会長)

はい、ありがとうございました。それはちょっと考えて頂くということでよろしいですね。態様にこだわっているわけじゃないですね。はい、榊委員。

(榊委員)

36 ページ以降の医療等に関する事なんですけど、この中に広島市の福祉制度の中で相当重要だと障害者が思っている、重度障害者の医療費の助成というのがないのはなぜでしょうか。ずっと過去から続いてやっているので、それが今後継続するという意味でここには書いてないんでしょうか。予算的にも相当の規模のものでし、広島県はすでに一部有料化をやっているのに対して、広島市及びその周辺の町においては一部無料化を続けてるという点でこれは重要だと思います。

(障害福祉課長)

非常に重要な制度ということでございますけれども、必要なものであれば関係課とも相談して、こちらに掲載したいと考えております。主な事業につきましては関係課とも色々相談しながらやってはいるんですけれども、完全ではない部分があるかもしれません。また関係課とも協議していきたいと思います。よろしくお願いします。

(榊委員)

35 ページの「地域生活支援の充実」なんですけども、今広島障害者が極めて不安に思っていることを述べます。主な事業・取組の新規事業として「外出支援の提供についての検討」という項目があります。これに関しては、今までの移動支援から見ると相当厳しくなって、利用できないケースが色々出てきたということが報告されています。病院での単なる待ち時間で具体的な支援を行う必要がない場合、つまり病院の診察、診療時間とか映画やコンサートの鑑賞中であるとか、中抜きというふうに表現しているんですけども。移動支援だから病院まで行って、そこでお終いと。後は病院側がやってくれるということだと思っんです。そんな対応してくれる病院はあるわけないので、ヘルパーさんがついてかなければ駄目な障害者もいるわけす。映画館、コンサートにおいても同じです。この事が今まで市としても正式に認めたのか、暗黙に認めたのか分りませんけれども、これがあつたから障害者の外出が増えたんです。これが単に建物、映画館の外まで、そして迎えに来るときはその時間

は移動支援、ヘルパーさん来なさいというような形の移動支援ではこれは障害者は使えません。事業所もそういう事業でヘルパーさんを集めるということは出来ません。学校へ行く時に移動支援を使った場合に教室までは駄目ですよということが行われているということも聞きました。そうなると中抜きの問題で実際問題として、障害者はほとんど使えない。ヘルパーさんも最初の 30 分とか 1 時間、真ん中の時間がなければ駄目だというのは使えない。で、これは私も全国に一応確認しましたがけれども、まだ広島市のように行政からの指導という形で事業所の方には来てません。ただ事業所の方にはこれまで中抜きの問題で、これは移動支援に当らんからということで返還の指導が出ているという話も聞いています。それによって徐々に障害者の中で今後どうなるんだろうか、これはできるんだろうか、今まで行った野球の観戦とかも含めて出来るんだろうかと色んな心配、不安が起こっています。で、結果的には障害者が外出することが抑えられてる、出来なくなるという問題が起こっているということで、なんとか今まで通りちゃんと認めて頂きたいなということを言いたいと思います。

(間野会長)

はい。この外出支援、新規で書いてありますが、これまでやってきた事をもう 1 回見直してうんぬんという感じでここに書いてあるんですが、今その見直しの方角の問題かなと聞いて思ったんですが。事務局いかがですか。

(障害福祉課長)

外出支援の提供は非常に重要であると認識しています。新規事業と書かせて頂いたのは、国においても障害者総合支援法におきまして、外出支援の在り方について見直しを行うという状況になってございます。それに対応して市として今後どのように障害者の外出を支えていくかというような事を検討しなければいけないかと。これは 5 年計画でございますので、こちらも含みこんで大きい見直しを行うということで新ということで記載させて頂きました。現行に関するものの必要な修正なりは、当然必要であろうことは了解しておりますけれども、新規事業と書いてあるのは今後の国の制度の見直しに対応した取り組みを行うと、こういう意味合いを持たせてございます。よろしくお願いします。

(西川委員)

今の関連なんですけど、私も今榊委員が言われた説明会にたまたま参加させて頂きました。で、その時に市の方からは現行通り何も変わらない、変わっていないと、ただその解釈についての読み間違いというかそういう説明があったんですね。それじゃあ各事業所の方が解釈の誤りだとか、あるいは利用者の方でも違った受け止め方を従来してたんじゃないかというふうに受け止めてたというふうに思ってたんです。で、さっき榊委員も委員長も言われたんですが、新規事業とあって、確かに 5 年間ですから実際に色んな面で変わっていく。いい方に変わればいいですけど、財政の問題だとか色んなことがあって、5 年間の中ではこういう事情でこれも出来ませんでしたということになってしまふのかなという、ちょっと懸念も含めてですね。これからの計画に関する問題なのでやっぱり確かに 5 年間見たら色々変わるだろうなということになってくると、中々難しい計画だなというふうに変更して感想なんですけども感じてます。

(間野会長)

つまりこの新規事業と書いてあるのは、今の制度がちゃんと出来てるかどうかという話ではなくて、新法の中でこういう事をやろうということが打ち出されたので、それを市としても新法の考え方に沿って検討していくということだけをここには書いてるので、いい方にいくのか悪い方にいくのかあんまりははっきりしていないということですかね。はい、どうぞ。

（障害自立支援課長）

新しい総合支援法の中では施行後 3 年間は掛けて、移動支援の在り方について検討するというふうに書いてあるところが正確なところでございます。この国の定義している移動支援が、今榊委員からご紹介のありました移動支援事業だけの事を指しているのか、障害者の外出支援について包括的に検討された上で、移動支援事業、これは地域生活支援事業ということで市町村の独自の裁量で行うことができる事業でございますが、こちらの方の見直しも行われるのかという大きな国の動きがあるというのが 1 点でございます。それと、市でやっている障害者の外出支援事業の施策は移動支援事業だけではなく、他の施策もございます。市としては他の外出を支援する事業も含めて、これまでの事業の課題等もありますでしょうし、どういう支援の在り方が一番いいのかなというようなところも含めまして、今後この計画の中で 5 年を掛けて検討をしていくというのがこの項目の主旨でございます。それと先ほどの個別の移動支援事業についてですが、西川委員からご紹介頂きましたように、今回移動支援事業の扱いについて、事業者さんに個別に実地指導等に行った際、誤解のないようにという事なんです、映画やコンサートの会場まで移動の支援をして会場の中に入って、ヘルパーさんは例えば外で待っているという時間については、具体的な支援がない時間ということで、その時間に公費を使つての費用を税金で賄うということが適当かどうかというところで、支援のない時間帯は中抜きをして下さいという指導をしているということです。で、勿論先ほど障害の態様という言葉がございましたけども、その方その方の障害の状況に応じて、例えば映画を観る間、隣に座って座位の保持をするであるとか、手を握っていないと情緒的に落ち着かないというようなことで、具体的な介護の支援を行っておられる場合は、これは経費の算定をしてもいいですよということで、基本的に支援をしている、介護をしている時間帯についてはみて頂いて良いと。ただ支援をしていない時間については公費でみることはできませんということ、これまで実地指導で事業者さんに個別に指導してきたものです。事業者さんの方から制度が変わったというふうに受け止められたというようなところで、今回色々な所からお声を頂いているところでございます。それと病院の診療中の話ですが、病院の診療中につきましても、確かに病院の少ないスタッフの中でみれないのにどうするのかということをおっしゃいますけども、病院での診療時間中は診療報酬というものが公費で出ております。病院の中においては完全看護をするというのが、病院の診療報酬の中で行うべき責務でございます。その部分に福祉サービスの経費を重ねて投入するというのは、非常にまずいというふうに私共は判断しておりまして、診療中の時間についてはサービスとして給付費を出すわけにはいかないという整理でございます。移動支援につきましてもそういう状況でございまして、必要な支援がある場合は、これはしっかりみて頂いていいですということをお伝えしたというところでございます。

（間野会長）

ということでよろしいですか。ちょっと行き違いがあるのかなという気もしますが、榊委員よろしいですか。

(榑委員)

よくないですけど。

(金子委員)

今の事についてですが、お医者さんの場合は例えばドクターの方から色々聞かれても本人が答えられないという場合がある訳ですね。だからそういう時は一緒に行ったヘルパーが言わなければ全然医療にならない。それに病院の方が完全看護と言われますが、例えば私達の子ども達が入院しますといったら必ず付いて下さいと言われるのは病院の方です。確かに診療報酬としてあるのかもしれませんが、実際とは違っていると思うのでその辺りは確認して頂きたいと思います。

私は全体的には、田中委員もおっしゃいましたが、私達の意見とかも取り入れて頂きまして、きちんとものになっているんじゃないかと思っております。ただですね、24 ページの災害時の事についてなんですが、拡充になっている災害時要援護者対策というところで、避難場所については載っているんですが、災害時要援護者の対象者についてお話をしたいと思うんです。ここでも何回かお話をしたことがあると思うんですが、例えば知的障害の場合 A、㊤でも養護者が高齢の場合とか 1 人暮らしの場合とかしか対象にならないんです。勿論、注釈でそれ以外の方も必要に応じてみたいことが書いてあるんですが、前面に出ているのが今のような状態なので、例えば区役所の窓口とか行ってもちゃんと対応してもらえないことがあるんですね。いざという時に本当に近くの地域のご近所さんが顔を知っているということが非常に大切だということがよく分ってきまして、やっぱり親が若かりうが仕事に行っている場合もあるわけですし、B の軽い人でもいざという時にはパニックになってどうしようもない場合もあるわけです。なので、避難場所の拡充はとても有り難いですが、対象者の拡充というところもどうか何か入れて頂ければ話がしやすくなると思いますので、よろしくお願いします。

(間野会長)

今の話に関しては何か考えられますかね。

(健康福祉企画課長)

只今の災害時要援護者の話ですが前回も話が出まして、話をさせて頂いたんですけど一応基準は先ほど言われましたように、A とか㊤ということで基本は定めさせて頂いておりますけども、一応注釈にありますように柔軟な対応をさせて頂いております。民生委員の方が訪問されて事情をお聞きして対象とするかどうかというのを決めておるんですけども、この基準には該当しないけども、この方はちょっと必要だろうかということで判断されましたら、その方も対象として災害時要援護者として登録するというような柔軟な対応を取っています。

(金子委員)

民生委員さんの方はどなたが障害を持たれているのかっていうことが分りにくいとおっしゃるんですよ。で、実際に自分の方からはちょっと声かけにくかったりするし。だからむしろ私達の方がお願いしにいったって、それで区役所の窓口にお願いしますって言って、それで対応して頂いた方が対応しやすいじゃないかと思うんですが。

(健康福祉企画課長)

一応やり方としましては先ほど私が申し上げましたような形なんですけども、区によってももしかしたら違う対応を取っているかもしれませんけども、もしそういったお話をお聞きすれば、それなりの柔軟な対応を取らせて頂いていると思っています。

(西川委員)

関連なんですけど、いわゆる対象者を広げるという問題で、民生委員さんの声で、今回対象者を民生委員さんは教えてもらったんで、これでわりあいと地域でやりやすいという、そういう発言があったんで、民生委員さんがご存じのはずだったんだがなというのと、それから知らされてない所もあるのかなというふうに感じました。それから民生委員さんがご存じだとしても、実際問題は民生委員さんが緊急の場合あっちもこっちもというわけにはいかないわけで、そこらのところは民生委員さんが知ったところで、実際にはどうにもならない。むしろ本当に支えていくのは地域の方一人一人だなというふうに思っています。もちろん民生委員さんが知るべきだとか、あるいはお互いのプライバシーの問題があるからというのは大事なんで、それとは別にやっぱり地域の中で本当にお互いが分り合えるような、そういうシステムというかお互いの地域づくりをむしろやっていかないと駄目なんだと改めて感じたんですね。それからもう 1 つ、ある新聞では民生委員さんも職員さんもみんななくなっちゃったと、避難しちゃったと。それで名簿を頼りにしようと思ったら名簿は出せないというようなことで、最終的には名簿を公務員の方が実際に公開して対応したと記事がありました。そういうような緊急の場合とかそういったようなことも含めて、是非そこら辺り、色んな知恵を集めながら考えていった方がいいなというふうに改めて思っています。

(間野会長)

災害時要援護者の計画というのは、僕も最近色々調べたりしているので中々大変な状況があって、今、西川委員がおっしゃったことで言うと民生委員が全部の要援護者の対応をするわけじゃなくて、ちゃんとそれとは別に体制を組むことになっているんですよ。問題はそれを実際にやれる人が地域に中々見つからないということとか、この援護者の話はそれだけ取りあげても結構いっぱい問題がありそうなので、本当は少しその辺の事を含めて何か打ち出せるといいなと思うんですが、この福祉避難所の話は非常に重要な事で、今回の東日本の震災のところでもすごくその辺の事は問題になっていますからこれはこれでいいと思いますけれども、その辺のことはどこかでちょっと書けたらいいかなというふうには思います。苦労していることっていうのは随分よく分かりました。それと先ほど金子委員の最初にちょっと言われた、病院でずっと介助者がついていかないといけないような事があった時というのは、先ほどの事務局のお答えで言うtoちゃんと対応はできるんですかね。

(障害自立支援課)

お答えがすべきという、べき論になってしまうので申し訳ないです。実際に広島市内の結構主要の病院においても、障害のある方が入院される際には付き添いを半ば強制的に求めている。半ばというのは、付き添いは今、厚労省が職業付添人をやっとなしにして、完全看護の体制に制度としては作り込んだと言っております。で、今家族が付き添いをしようと思った場合は、この子については付き添い

がないと、必要だから付き添いを認めて下さいということで、同意書を病院の方に提出をして付き添っているというのが制度上はそういう扱いになっているんですが、広島市内の主要の病院は、入院、あつそれじゃあお母さんついて下さいねというのが実態になっているというふうに聞いております。このことについては、今年の6月の広島市議会の方で、こういう課題があるんだけどどう思うかということで、厚労省とか財務省の大臣宛てに議会の方で意見書を採択致しまして、病院の付き添いの実態についてよく調べるということ。それと看護体制が不十分なのであれば、それはきちっとすること。それと、福祉サービスを病院に入れるということになると、看護と福祉の介護の線引き、先ほど言いました診療報酬と介護の方の給付費の2重の投資になりますので、そこら辺の整理をして下さいということを、市議会の方としても意見書として国の方に提出致しました。それと我々としてもやはりそういう実態を聞いておりますので、指定都市の要望として国の方に要望を行っております。で、実際、今回意見書採択になりましたので議員さんと同行して厚労省の障害保健福祉部長の方に面談を致しまして、この件について申し入れを行ってきております。で、その時の回答ですけども、やはり診療報酬で賄われるべきものであるので、障害保健福祉部としては、福祉の方のお金を入れるの困難ですという回答を頂きました。そういう課題があるということは行政、自治体としても認識をしておりますし、国の方にもそれについて改善を求めるということを申し入れをしているという状況でございます。それと、東京に参りました時に、関東近辺の病院も実はその時に視察をさせてもらいまして、すべての病院ではないと思うんですが、関東近辺の視察しました病院では、完全看護ですよ、付き添いを求めています。というのが病院の回答でして、それはやっぱり地域地域の病院の文化というものがあるのかもしれませんが、広島近辺では付き添いは半ば強制で求めているというようなどころがあるのですが、市立の病院については病院事業局がございまして、病院事業局の方もそういう実態を見てきていて、それについては対応できるように検討をするというふうに申しております。それが今の現状と報告でございます。

(榊委員)

看護と介護とは違います。今課長は完全介護とおっしゃったんですけども、完全看護という言葉は今頃使わないみたいで、基準看護と言ってるんですよ。障害の福祉も病院の方も同じ厚労省の管轄なんで、そこで話し合ってもらえばいいんですけども、聞いた話では、トップで一応何とかせないけんという話はあったというけど、人事異動で変わったらまた全部ご破算に戻ったという話があるんですけど、そこを何とかしてほしいということでコミュニケーション支援という形でヘルパー派遣が出来たという経過もあります。つまり病院の方は看護はするけども、当然障害者の場合介護しなければならないんですから、介護の訓練も受けてないし、それが問題となっているわけですね。だからそうした場合に単純にこの診療時間は中抜きですよと言われたら、それは結果的に病院に行けないというか、そこで例えばヘルパーさんから離れた時に何かあった場合、暴れるといったらおかしいですけど、そういうことになった病院の方はちょっと来ないでくれと言いますし、これは私達も医師会の方をお願いをしているんですけど、そういう形で国の方にそのことをきちっと国の責任でやるべき問題だと思いますので、それは追求しています。もう他の全国の至る所で病院から断られるというケースがあるから、色んな所でコミュニケーション支援という形で、地方都市でヘルパー派遣が認められたんですから、通院も同じ状態だということは感じております。

(金子委員)

47 ページの「療育と教育の充実」についてお伺いしたいと思います。この委員の皆さんから出されたご意見に対するものというのを非常に興味深く拝見させて頂きまして、こちらの意見で言うと 6 ページ目、まず榊委員、田中委員から小児精神科医等のこととか、それから一番下の療育体制の充実というところで専門性を高めるための研修のところのお話なんですけど、まず療育ということが今回うたわれたということで非常に私は有り難いと思っていて、障害者基本法の改正により療育というところが規定されたことによるものだと思っているんですが、その療育の中身について何度もこちらでもお話してるんですが、光町のこども療育センターで、中々ニーズに合うほどの作業療法士さんの療育を受けられていないという実情があります。その 47 ページの上から 2 番目の項目に障害児等療育支援事業というところがあるんですが、こども療育センターの外来診療部門で、そういう療育がなかなかまわって来にくい。3 カ月待ちとかいうようなことも聞いているんです。だから訪問による療育指導ということで作業療法とか受けられないだろうかということなので、これは本当にいい事を書いて頂いているので、その辺りをしっかり実施して頂けてるのかなという確認を取りたいというのが 1 つ。それからこれも榊委員が 6 ページの障害児加配保育士の数が平成 19 年度から以降減少しているのはなぜだろうかという所で、色々事務局の考え方が書いてあるんですが、実は幼児のお母さん達に聞いた話なんですけど、せっかく付いた加配の先生が、トラブルを起こしているお子さんの方に行っていることが多くて、中々思うほどの支援を受けてないというような話があったんです。親は障害を中々認識しにくい時だと思うんですが、申請主義はいいことだと思うんですが、ちゃんと申請しないと加配の人がもらえないというようになってるんですね。本当に保育園で困っている、困ってるけどその親はそれを認知していなくて知らん顔をしている。そういう子どもさんにもしっかりと本当に必要な加配の人を付けていただけるような広島市独自の判断というか、例えば精神科医に来て頂いてちょっと様子を見て頂くとか、本当に必要な方に加配が付けるように是非して頂きたいなというのがあります。

(間野会長)

今の事を検討できますかね。

(保育園運営指導担当課長)

加配の在り方ということで、本当に必要な子どもさんに加配を付けるというところでは、やはりそういう子には加配が必要か必要でないかっていうことをしっかり見極める目というのは大切だと思います。それで今も研修をやっているんですけど、これからもそういうことで目をつけていきたい。それから担任を含めコーディネーターを養成しているんですけど、そのコーディネーターを中心にやはり保護者にもそういう発達障害を早く気付いてもらえる、そういう働きかけもしていきたいと思っています。これからもやっていこうと思っています。

(奥田委員)

例えば具体的に施策がどうするかという議論だと思うんで、それは例えば保育園等の職員の指導の中にそれを含ますとか、具体的に施策にどう結び付けるかみたいなご回答を頂ける方がいいんじゃないですかね。努力をしないとじゃなくて、そこは今、国と違うから今の所ここには入れられません

とか。施策の話なんでそれに対してどう努力するかとかという問題ではないんじゃないかと私は思うんですけど。なので、もし委員の方も例えばここに更に充実するという言葉を入れてほしいとか、加配という言葉を入れてほしいとかっていうふうに、施策の具体的な言葉とかそういうやり取りをした方が明確になるんじゃないかというふうに思うんですけど。どこの部分をどういうふうにしたいのかっていう方が前向きなんじゃないかなとは思うんですけどいかがでしょうか。

(間野会長)

協議会の議論の仕方を指摘して頂いて有り難いというか、あんまりその辺のことにこだわらない方がいいかなという気がします。

要は今の保育の推進の所の加配保育士ということに関してはそれで決まりということではなく、後半の所にも書いてあるように専門的知識の研修だとかっていうことをきちっとやるということと、それと多分保育士だけの問題じゃなくて保育園の経営者に、なんで加配されたかということをよく認識してもらおうというようなこと。それとそういう事に対する観察というか、そういうことをしなきゃいけないのかもしれないかもしれませんね。その辺りの事を含めて検討して頂ければと思います。それから、その前の2番目の障害児等療育支援事業に関して、実施と書いてありますからやってるということだと思うんですけども、そううまく行っていないんじゃないかという話ですけど、その辺りは事務局の方はいかがですか。はい、どうぞ。

(障害児支援担当課長)

こども療育センターでの作業療法というお話は以前も金子委員の方からお伺いしまして、配置人数等お答えさせて頂いてると思うんですけど、利用者の方からするとその人数では中々足りないというふうなことは認識しております。47 ページで言いますと療育センターの専門スタッフの充実というような取組もあげておりますので、そういった中で業務実態等を見ながら今後検討していきたいというふうに考えております。療育支援事業の中の訪問による療育指導の中で作業療法というお話がございましたけど、申し訳ないんですけど、作業療法士が訪問してどういう療育指導しているかっていう実態をつかんでないのですけども、件数的には作業療法士が参加している在宅訪問というのはかなり数が少ないので、派遣数としては作業療法士として1人23年度にあがっているという状況で、中がどういうことをやっているかというのがちょっと分かりませんので、そういった所もまた含めまして検討していきたいと思います。

(間野会長)

要するに人材が中々確保できていないというか、それは財政的な事も勿論あるんでしょうけども、充実をして行って頂きたいということですので、その辺りを踏まえて検討して頂きたいと思います。他、いかがでしょうか。はい、田中委員。

(田中委員)

31 ページの権利を守る取組の所なんですけど、私は社会福祉士会から出ておりますので、色んな所で相談員等の所に社会福祉士という文言を入れて頂きたいというのをお伝え致しました。障害者110番運営事業のところで権利擁護の取組というのに法律相談というのはとっても大事なことですけど、弁

護士の法律相談等もここで受けています。21 ページの住宅相談の所には弁護士による法律相談とか、建築士によるリフォーム相談と専門職の記載がきちっと書いてあるということで、これは間野先生にちょっと遠慮して書かれたのかなと思ったりしておるんですが、障害者 110 番運営事業には弁護士のとか、出来たらうちも社会福祉士等と書いて頂いたら社会福祉士雇用が 1 人出来ますし、是非弁護士又は社会福祉士等という文言が入れて頂ければありがたいなと思っております。それから障害者週間、権利擁護事業の取組が一つ一つの事業、「障害者 110 番」、「かけはし」「成年後見」という現実に行っている事業をきちんと入れて頂いているのはありがたいんですが、それとは別にもっと全般的に市民に対しての啓発活動ということで作文・ポスター募集というのがあるんですが、そこにもうひとこと市民に対する啓発活動というのをに入れて頂いて、例えば 12 月の障害者週間には色んな啓発活動をしておりますので、そこの講演活動とか単独で広島市がされなくても、そこにジョイントされるというような形でもいいので、是非啓発活動の推進という形を入れて頂いたら、やはり広く市民に対する啓発活動というのを是非入れて頂きたいと思っております。

(間野会長)

はい、ということで検討をよろしくお願い致します。他、いかがでしょうか。はい。

(堀田委員)

相談支援の所でちょっと確認ということで 27 ページ、28 ページの自立支援協議会のことなんですけど、この参考資料の 1-2 の追加資料で書面提出された委員意見で、金子委員の書かれた絵図面が非常にいいんじゃないかと思ってるんです。実は、ご存じかと思うんですけど、この自立支援協議会は今区によって、非常に活発に動いている所とそうじゃない所があるように聞いているんです。そもそもこの相談支援事業所はやっぱり餅屋は餅屋で、それぞれの相談の得手不得手というのは持っておられると思うんですね。それは確かに今障害種別に関らずとは言いつつ、仮に一つの流れがあるとすれば、やっぱり私はどこかでそれを横並びにする必要があると思います。自立支援協議会が、情報開示が不十分だということもあったんですけど、今各区でどういうメンバーが自立支援協議会に入られてどういう頻度で会議がされて、そこで協議された事がどうなってるかっていうのがちょっと少し見えなと思っています。私は課長さんとお話した時にちょっとお話したんですけど、政令市では埼玉市が、区単位で整備をして、区を中心に各区単位に考えて自立支援協議会を色んな相談支援事業所の相談が寄せられる。そこに集約されて、そうしてそれが例えば基幹相談、自立支援の方について、そして私の思いはこの推進協にそういうことが、これが障害者のニーズとしてあがってくるという流れは必要じゃないかなと思います。で、特にこれは釈迦に説法でありますけど障害者、障害を持っておられる方のサービス計画を立てるということですから、要するに個々の支援計画というのが出来てくるわけですね。東京都の目黒なんかの地域包括なんかは相談といいながら見守りもやってるわけですが、本来の相談支援というのは何か困った時に相談を受けますよという待ちの姿勢ではなくて、地域包括はそうなんですけど、いわゆるアウトリーチで出かけていくように、相談支援の中には見守り的なものも含んで向上していくべきじゃないかなと。で、私はここに拡充と書いてあるんでこれは非常にいいなと思うんですけど、ちょっと何かシステム図みたいなのがあったらいいなと思います。例えば個々の障害を持っている方が例えば相談支援事業所に相談される。そこで相談された事が、当然そこで解決されるものもあるかもわかりませんが、それよりも順次相談を整理されていく。例えば自立

支援協議会なんかも問題があつたら開くというんじゃないくて、例えば3ヶ月に1回は定例的にその各相談支援事業所の相談内容をきちんと整理するということですね。そこで障害を持っておられる方の相談というのはニーズですから、そういうところに施策を照らし合せるとかっていう、そういう一つのシステム的な相談支援というものが必要じゃないかと。中々難しいと思うんですけど、止まった形じゃなしに、常に動いて働きかけて相談、ニーズを把握して、そしてそれが区レベルで整理されたものが、例えばこの推進協にあらがってくるとかですね。イメージは非常に抽象的なんですけど拡充と書いてあるんで、是非具体的な構想を示して頂きたいというのが、今考えてるところでございます。

(間野会長)

はい、中身の話とそれからシステム図があるといいっていうのは、本当にそういうのあるといいなと。それはだから相談支援の形態ではなくて、多分幾つかそういう組み立て方みたいなことがあるといいなと思います。そこまでの余裕があるかどうか分かりませんが、是非検討して頂きたいと思います。はい、どうぞ。

(古池委員)

この基本計画の組立は全体的に見て非常に分かりやすくなっていると思います。色んな団体と一緒に仕事をしておりますと、やはり課題を共有していくということが非常に重要で、そういった認識を地域に広めて、そしてそういった支援によって対応して頂くということになるわけですが、そういった意味では非常に分かりやすい組立になったなというふうに思います。特に災害時の支援についても拡充して頂いておりますし、これらも民生委員の方々と一緒に今後対応をしていただけたらと思います。これから地域でも人材をどう育てていくかというようなことがありますし、社会福祉協議会でも5カ年計画を立てて、既に今計画立案中なんですけど、そういったものの中にはやはりこういった考え方、方向性というものも含めて、地域で一体的に施策を進めていきたいというふうに思います。そういう意味では非常に組立がわかりやすいので感心しておりますし、あらたな拡充もして頂いておりますから、そういう面も今回はよかったんじゃないかなというふうに評価させてもらっております。

(金子委員)

53ページの「就労支援の充実と雇用の拡大」の主な事業・取組の①の上から2行目に障害者就労支援事業、ジョブ・ライフサポーターの配置というのを明確に書いて頂いているんですが、このジョブ・ライフサポーターというのは広島市の緊急雇用から生まれたもので、リストラにあわれた方とかの中から4名の方に来て頂いて、民間にいらっしゃっただけのことはあつて企業開拓が素晴らしいというふうに思っているんですが、これは5年間の計画ですから5年間はそのまま続くと思ってよろいしんでしょうか。なんか緊急雇用ということで来年度は駄目になるかもしれないというところがあるので。

(障害自立支援課長)

制度自体はそのままです。制度自体は緊急雇用を活用してということでスタートしたという経緯がございますけども、現在は国費が入っておりませんで、単市で運営をしているということで事業の評

価としてはやはり効果があるという評価をして、単市でも取組んでいるということで今取組んでいる事業でございまして、5年間確約ということになるかどうかというのはありますけども、きっちりこの5年の計画の中ではこれは進めいくということでございます。

(間野会長)

ここに書いてあるということは、5年間は少なくともやるということです。他にいかがでしょうか。もし、発言されてない方からも何か意見はありませんかね。はい、じゃあ永田委員。

(永田委員)

35 ページの「発達障害児の早期発見・早期支援」に「5 歳児発達相談」ということが出ておりますけども、これは具体的にどういうメンバーを入れて、あるいは学校サイドとどう繋げていくかっていうような、就学に向けてのそういう相談とか具体的なことについては、どういうふうな観点をお持ちなのでしょうか。例えば都道府県によってはかなり義務化されているようなところもあって、地方では尾道あたりでは結構具体的に臨床心理士等が入ってやっているという広島県内でもあるようなんですけども、広島市としてはこれを具体的にどういうふうに行っているのか教えて頂ければと思います。

(こども家庭支援課長)

「5 歳児発達相談」につきましては現在幼稚園、保育園にチラシを配布しまして、担任の先生から保護者全員に気になる点があれば、こういう相談が受けられますよというご案内をして頂いております。相談は保健センターの方で心理相談員等が対応して、その中から特に療育センターに繋げる必要があるという判断をした方については案内をしております。今年度もニーズが高いので、急遽回数を増やすことはしていますが、健診を実施することが難しいために、そういった形なるべく早期発見に繋げるということをしております。この結果が直接その就学時に学校に対して情報が提供されるということではありませんけれども、親御さんの了解が得られた場合には、その状況について保育園や幼稚園なりと連携を取って情報提供、情報交換をし合うということをしておる状況でございます。

(特別支援教育課長)

就学ということが出ましたので、50 ページの方に取組として「青少年総合支援センター等における就学・教育相談の実施」ということで当課の方で、相談員 10 名で就学相談を行っているところで、そこの中で保護者の方から色んな相談を受けておりますので、特別支援学校、特別支援学級、また通常の学級に在籍する部分での進学相談を色々承っているところです。その場で学校においての不安であるとか就学するに当たっての子どもさんの状況はこちらの方でつぶさに伺っておりますし、それについては学校の方に繋いでいっているところです。

(榊委員)

30 ページの施策の方向性の①のイに「障害者やその家族からの人権相談に応じ、助言等を行います」というところがあります。で、先だって差別禁止部会の意見書に対する公聴会があって、そこでの意見でもあったんですけども、そこで問題になるのは何かというと、障害者が色んなことを感じた時、

それを受け付ける機関、及びその権限がどうなるのかっていうことだと思うんです。この基本計画が 5 年間という差別禁止法が出来るのとは一致すると思うんですが、その問題というのは今から具体的にどうされるのかというのは、少しずつ考えとかなんといけないんじゃないかな。その時に先程おっしゃっていた自立支援協議会というのはすごく大事だと思うんですけど。出来たら私達としては行政からある程度独立した、弁護士とかそういう方々を入れた組織があってほしいなとは思っているんですけども、それは置いておいてやっぱりちょうど差別禁止法が出来るのと、この基本計画の時期が一致するので、その方向というのは少し今後具体的にイメージを出して頂ければありがたいなと思います。

(障害福祉課長)

ご承知だと思いますけども、差別禁止法案が来年度の通常国会に提出される予定でございまして、基本はその法律は国会で通った後でどのように対応するのかということになろうと考えています。現実の準備が必要でございまして、法律が通ってすぐ出来るようになるわけではないと考えております。従いまして方向に関しまして 30 ページの①のエのところに「障害者権利条約の趣旨や障害者差別禁止法制定に向けた動きなど国の動向を踏まえた取組を行う必要があります」というように謳っていますので、これをきっちり守ってやっていきたいと考えてございます。

(濱田委員)

すいません。この項目の中の 38 ページの「リハビリテーションサービスの充実」なんですけど、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の実施というふうに書いてありまして、身体障害者への身体機能の回復に必要なリハビリテーションというのは総合リハビリテーションの方で行われていると思います。で、この後の「知的障害者・精神障害者の生活能力の向上等に必要な訓練等を実施」というのはリハビリテーションセンターでは行ってはいらっしゃらないとは思いますが、生活自立訓練というのが高次脳機能障害者にはとても必要な支援です。実際に総合リハビリテーションの中での訓練を受けていらっしゃる、手の麻痺であるとか色々なところの脳的な部分の訓練というのは半分が高次脳機能障害者です。でも身体機能の麻痺が軽くて身体障害にあたらない位の方達で高次脳のある方は、結局その生活の訓練棟の方を利用できません。私達はこの高次脳機能障害が精神の方の枠に入れられたこと自体、私達家族会は全国から反対をずっとしておりました。高次脳機能障害だけが精神の手帳になってしまったこと自体が本当に矛盾を感じていました。でも、福祉サービスを使うためには国が決めてるから仕方ないと思って私達はあえてそのサービスは使ってるんですが、ここにきてやはり手帳がないということで、麻痺があればリハビリを受けられるのに、訓練を受けられるのに、麻痺がないために受けられないという方が非常に多くいらっしゃいますし、もしそこで 1 年半でも生活自立訓練を受けて少し穏やかになった方が、福祉の方の就労訓練を受けるとかすると、すごくいいステップアップになって社会復帰が可能になる方が非常に多いんですよね。そういうことが実際あるというのが分っていながら、制度のために使えないということが非常に私は悔しくてたまりません。せっかく総合リハビリテーションセンターがありながら、身体しかやりませんって聞いた時には私はとてもショックでした。何とかそこを、今は出来なくても、5 年先には出来るようになっていっているようにしていただきたい。そういう方達が多いということを知って頂きたいと思ってご意見を述べさせて頂きました。

(間野会長)

この 38 ページの書き方、書いてある事っていうのは今、濱田委員がおっしゃったような方向に向かっているということではないんですか、事務局。では、ここでは知的障害者、精神障害者とありますが今の高次脳機能障害が含まればいいのか。これは内容的にはどういうことなんですかね。ちょっと事務局の概要の説明っていう所の説明をして頂けるといいかなと。

(精神保健福祉課長)

今この項目の中に高次脳機能訓練が今の段階で入っているとか、入っていないとかということではなくて、広くそういう訓練がこの 5 年間で今後のニーズも踏まえて出来るようになるかどうかを検討しているという意味で、広くそういう概念みたいなものであって、現状で高次脳も含めていますとか含めていませんとかいうことではございません。ただこの 5 年間のうちにどうするかということとは考える必要があると思っています。

(間野会長)

というご回答ですので、ちょっと文言を変える必要があるかなという気もしましたが、そういう方向でということですのでよろしくお願いします。はい、天方委員。

(天方委員)

37 ページの②番でアに当るんですけど、総合リハビリテーションセンター等において、中途障害者“等の”っていうのではなくて、ここはどの障害者にもやはり使いたいものだし使ってもらいたいのだと思いますので、そこの言い方をちょっと考えて頂ければいいかなと思います。

(間野会長)

事務局、よろしいですか。ここでは中途障害者等というふうにわざわざ書いた意味というのは何かあるんですか。はい、どうぞ。

(総合リハビリテーションセンター総合相談室長)

総合リハビリテーションセンターは、脳外傷でございますとか、交通事故でございますとか脳卒中等において、人生の途中で障害となられた方が沢山いらっしゃったんで、是非ともこれを相談・評価から医療、訓練・就労援助までの一連のサービスの提供において社会復帰に繋げようという主旨で平成 20 年に作った施設でございます。先ほど濱田委員の方からご質問を含めてございました高次脳機能障害の方につきましても、人生の途中でなられた方も当然ございます。それからそうでない方でも、身体に障害のある方につきましては総合リハビリテーションセンターにおきまして医療、それから訓練を行いまして社会復帰に繋げるということを一生懸命やっております。前に榊委員の方からもご質問がございました、少し広げることが出来ないのかということにつきまして、数は少ないですが本当にリハビリの必要な方という意味で、回復期でなくても必要な方につきましては個々に判断させて頂いて、お受け入れしていることもあるという状況でございます。従いましてそれを中心にして、それは大事な事なんできちっとリハビリテーションサービスの充実ということで入れようと。しかし濱田委員からもございましたような、それだけなんでしょうかと。それから榊委員の方からありました、

本当にもっと広げられないのということもございますので、“等”ということを入れさせて頂いているという整理でございます。で、本当にそこをきちっと検討していかなきゃいけないわけですが、施策の方向性と致しましてこれを入れさせて頂いているということだというふうに考えております。

(間野会長)

ありがとうございました。できれば“等”の所をもうちょっと長くして頂ければいいかなと思いますが、主旨はよく分かりました。元々が総合リハビリセンターの目的が中途障害者ということが目的で作られたっていうのがあるので、そこはちょっとご理解頂きたいということですよ。で、出来るだけ広げていこうという方向は示しているということだと。

(西川委員)

障害者虐待防止の体制の整備というところで、いわゆる虐待防止という問題においては、やっぱり保護者だとか施設だとか雇用先も加害者になるうる恐れが十分にあるわけです。私も今までの中で、そういう本来守るべきところが虐待をしているという残念なことも体験してますし、色んな事で取組んでるんですが、その中で事務局の考え方としては必要な相談には応じている、体制整備を図るというお話なんです。例えば事業所なんかでも管理者とかあるいは職員さんなんかに対する研修体制というんですかね。私が最初にこの道に入った頃は、相談所の職員さん、いわゆる本当の専門職だとか色んなところの研修体制が非常にはっきりしていたと思うんです。どうも最近は各事業所の事業所まかせというか、監査についても監査体制が非常に手薄というかできてないんじゃないかなという。事業所で虐待だと思ってなくて、とんでもない虐待をやっているというようなこともあるわけですから、そこらで研修なりそういう啓蒙なり、この際きちっと体制的にとる必要があるんじゃないかなということで、是非行政の方が中心になってやって頂きたいなというふうに思っています。

(間野会長)

研修ということですね。その辺りのことを入れて頂きたいと。はい、どうぞ。

(障害福祉課長)

これに関しましては 29 ページの③のイのところ「障害者支援施設や福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者の虐待の防止の為、従業者等に対し研修を実施するなど必要な措置を講ずることが重要です。」ということで、我々としても課題と認識しておりますので、これに沿って対応して頂きたいと思います。

(間野会長)

後は、今回が最後になると思いますが、後日文書でご意見を出して頂くというような形になろうかと思います。最初に言いましたように次回は取りまとめなので、取りまとめた後にご意見を頂くというわけにはいかないの、今回はまだ文書による意見は出せますので、是非今日言い足りなかった事とか後で気が付いた事とかっていうのを事務局の方に出して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。はい、それでは事務局の方から事務連絡がありますので、事務局お願いします。

(障害福祉課長)

はい、皆様お疲れのところ誠に恐縮ですけど最後に事務連絡を致します。まず次回の開催の予定でございますが、次回第 5 回協議会を 1 月上旬に開催する予定で考えてございます。後日正式にご案内致しますのでよろしくお願い致します。そして意見の提出についてでございますが、机上にある資料で右上にお願いと書いた資料を見て頂ければと思います。これは今までと同じなんですけれども、今回たたき台につままして本協議会でご意見頂きました。またこれに後に追加で意見とかございましたら下の提出方法、提出先に基づきましてご提出頂ければと思います。こちらの意見等も今回の意見等も踏まえまして、市役所内部で色々説明する必要があるんですけども、調整を行いまして広島市障害者計画素案を作成致しまして第 5 回協議会でお示ししたいと思えます。提出期限は内部の調整で非常に恐縮でございますけど、12 月 6 日までに頂ければありがたいと考えております。以上でございます。よろしくお願い致します。

(間野会長) はい、ということで 12 月 6 日までに是非ご意見を寄せて頂きたいと思えます。それでは以上をもちまして本日の広島市障害者施策推進協議会を閉会致します。長時間、ご協力ありがとうございました。

(一同) お疲れ様でした。ありがとうございました。